

2025年(令和7年度)

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会

第2回 輸送交通専門委員会



日時：令和6年2月28日(水) 13時30分～

場所：長浜市役所本庁 3階 3-Bコミュニティルーム

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025

キャッフィー

チャッフィー

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会

第2回 輸送交通専門委員会

日 時:令和6年2月28日(水) 13時30分～

場 所:長浜市役所本庁3階 3-Bコミュニティルーム

一 次 第 一

1 開会

2 委員長あいさつ

3 自己紹介

4 審議事項

・第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市輸送交通業務実施要項(案)

・第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ長浜市リハーサル大会輸送計画(案)

・第3号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市警備消防防災業務実施要項(案)

5 報告事項

わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会について

6 その他

・意見交換

・今後のスケジュール(予定)について

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
長浜市実行委員会 輸送交通専門委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)
(R6.2.28時点)

No.	役職	所属	氏名
1	委員長	長浜市都市建設部 都市計画課 課長	益田 和彦
2	副委員長	西日本旅客鉄道(株)長浜駅	八島 直樹
3	副委員長	長浜警察署	田村 優典
4	委員	公益社団法人長浜観光協会	小川 さつき
5	委員	湖北地域消防本部	石居 克幸
6	委員	一般社団法人滋賀県バス協会	野村 義明
7	委員	一般社団法人滋賀県タクシー協会	松尾 武文
8	委員	滋賀県レンタカー協会(湖北ブロック)	西野 信司
9	委員	西日本旅客鉄道(株)米原駅	北川 久男
10	委員	木之本警察署	藤田 幸典
11	委員	滋賀県長浜土木事務所	池野 泰弘
12	委員	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所	江原 正信
13	委員	長浜市市民協働部 文化スポーツ課 課長	川瀬 智久
14	委員	長浜市産業観光部 商工振興課 課長	井口 昭宏
15	委員	長浜市都市建設部 道路河川課 課長	廣西 裕介
16	委員	長浜市都市建設部北部建設局 北部建設課 課長	岡田 雅博
17	委員	長浜市防災危機管理局 防災危機管理課 課長	塚田 継司

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(選任)

第3条 専門委員会に次の専門委員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 若干名
- (3)委員 30名以内

2 委員長および副委員長、委員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役職を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。ただし、代理人に議決を委任した専門委員は出席したものとみなす。

4 専門委員会は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者(以下、「部会委員」という。)をもって構成する。

3 第3条から第5条まで、並びに第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

附 則

1 この規程は、令和4年5月27日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年8月29日から施行する。

2 「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会」とする。

別表(第2条関係)

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 開催準備総合計画に関すること。 2 広報および市民協働に関すること。 3 観光、接伴及び歓迎装飾に関すること。 4 炬火イベントに関すること。 5 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 3 表彰式に関すること。 4 大会旗に関すること。 5 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医事衛生に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送計画に関すること。 2 交通及び駐車場対策に関すること。 3 消防防災及び警備に関すること。 4 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市輸送交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等(以下「関係機関等」という。)の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。
ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舍、主要な駅および指定駐車場、その他関連諸行事の会場(以下「競技会場等」という。)の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合および競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、競技会の運営上、やむを得ない場合を除いて、原則として近距離(概ね2キロメートル未満をいう。)は行わない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画

を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって長浜市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する場合、必要に応じて当該選手・監督および役員等の輸送を実施する。

カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

キ バス・タクシー乗降場の設置および係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議のうえ、選手・監督および役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更および停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等およびその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全および競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保および開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理および運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対し、公共交通機関の利用の促進および自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止および自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策および大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ長浜市リハーサル大会輸送計画

1 目的

わたSHIGA輝く国スポ長浜市競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市輸送交通業務実施要項」に基づき、輸送計画を策定する。

2 基本的な考え方

(1) 計画輸送実施競技の選定方針

ア 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の輸送は原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

イ 「わたSHIGA輝く国スポ」に向けた検証が必要な競技については計画輸送を行う。

(2) 実施内容

計画輸送を実施する場合は、バス又はタクシーを利用し、必要に応じて競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅及び指定駐車場、その他関連諸行事の会場の間を輸送する。

3 競技別輸送計画書

計画輸送を実施するリハーサル大会ごとに、輸送方法等を定めた競技別輸送計画書を作成する。

4 駐車場

(1) 大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合は、原則競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。

(2) 駐車場は、大会参加者等(一般観覧者を除く。)を優先し、空きがある場合は、一般観覧者用の駐車場を設ける。

(3) 駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者等(一般観覧者を除く。)に対し事前に駐車許可証を交付する。

(4) 大会参加者等が指定外の駐車場等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

5 来会方法等の把握

リハーサル大会開催前に、必要に応じて大会参加者等(一般観覧者を除く。)に対し来会意向調査等を行い、来会時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

6 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 「わたSHIGA輝く障スポ」のリハーサル大会における輸送計画の実施については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの計画を準用する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市警備消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市消防防災・警備基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における警備および消防防災業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

警備および消防防災業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が必要と認める大会前および大会期間中とする。

3 実施場所

警備および消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等(以下「競技会場等」という。)とする。

4 実施体制

(1) 大会前

実行委員会は、関係機関・関係団体等(以下「関係機関等」という。)との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会期間中

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実施本部内に警備・消防防災業務の担当を配置し、必要に応じて、競技会場等の警備業務および消防防災業務を実施する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故およびその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会前

(ア)競技会場等における警備体制の確立に関すること。

(イ)実地踏査の実施に関すること。

(ウ)通信体制の確立に関すること。

(エ)施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

(オ)警備員等の確保と事前教育および訓練に関すること。

(カ)関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。

(キ)その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会期間中

- (ア)競技会場等における雑踏事故およびその他の事件・事故の防止に関する
こと。
- (イ)競技会場等における交通誘導警備に関すること。
- (ウ)選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の競技
会場等での誘導および混雑防止の措置に関すること。
- (エ)競技会場等における犯罪の予防に関すること。
- (オ)競技会場等における避難通路の確保に関すること。
- (カ)迷子および遺失物等への対応に関すること。
- (キ)入退場者管理に関すること。
- (ク)不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ケ)競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (コ)犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (サ)情報通信業務の実施に関すること。
- (シ)その他必要な警備業務に関すること。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図り実施する。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
- イ 長浜市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本と
する。

(2) 実施内容

ア 大会前

- (ア)競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- (イ)競技会場等における消防用設備および水利等の点検整備に関すること。
- (ウ)消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (エ)防火防災意識の高揚と啓発活動の推進に関すること。
- (オ)競技会場等での避難訓練に関すること。
- (カ)競技会場等の予防査察に関すること。
- (キ)関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (ク)その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会期間中

- (ア)競技会場等における火災等の予防、警戒および鎮圧に関すること。
- (イ)競技会場等の救急救助に関すること。
- (ウ)競技会場等における避難経路の確保および火災その他の災害発生時に
おける避難誘導に関すること。

- (エ)その他必要な消防防災業務に関すること。
- (3) 広域配宿に係る対策
広域配宿に係る対策については、宿泊地市町および関係機関等と調整し実施する。
- (4) 大規模災害に係る対策
大規模災害に係る対策については、関係機関等と連携を図り実施する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備および消防防災業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

わたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会

長浜市開催競技の概要

① 柔道[第74回全日本実業柔道団体対抗大会]

期 日	令和6年6月8日(土)～9日(日)
会 場	長浜伊香ツインアリーナ
参加数	約 110チーム(監督・コーチ・選手 850 名) 男子 90チーム程度 第1部・2部・3部(監督・コーチ・選手・補欠) 女子 20チーム程度 第1部・2部(監督・コーチ・選手・補欠)
主 催	全日本実業柔道連盟
主 管	西日本実業柔道連盟・滋賀県柔道連盟、長浜市 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
想定客数 (関係者、一般客等の総数)	1日目 2,000人 2日目 2,000人

② ソフトテニス[男子第69回・女子第68回全日本実業団ソフトテニス選手権大会]

期 日	令和6年7月27日(土)～7月28日(日)
会 場	長浜市民庭球場・長浜バイオ大学ドーム
参加数	約150チーム(監督・選手等1,350名) 種別:成年男子・成年女子 1チーム10名以内(部長1名・監督1名(必須)・選手4名～8名以内)
主 催	(公財)日本ソフトテニス連盟、長浜市 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
想定客数 (関係者、一般客等の総数)	1日目 2,000人 2日目 1,200人

③ 相撲[第62回全国教職員相撲選手権大会]

期 日	令和6年8月18日(日)
会 場	長浜バイオ大学ドーム
参加数	20チーム(監督・選手等100名) 団体:1チーム5名以内(選手3名・交代1名、監督1名) 個人:トーナメント戦
主 催	(公財)日本相撲連盟、長浜市 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
想定客数 (関係者、一般客等の総数)	500人